

大阪市立摂陽中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「明朗・温雅・自律・友愛」「明るくおおらかで、自他を尊重し、自らを律し正しく行動できる生徒」を育成するため「大阪市立摂陽中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 未然防止と早期発見・早期対応の推進
 - ・きめ細かい生徒観察、アンケート等による情報収集、情報共有の推進
 - ・組織的対応及び教職員の対応能力の向上
- ② 「いじめは人間として許されない行為である」という毅然とした姿勢の構築
 - ・道徳教育の充実等、全教育活動における取組の推進
- ③ 学校・家庭・地域、関係機関との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくり
 - ①学習規律の確立及び配慮を要する児童生徒への支援

②「わかる授業」を目指した授業改善

③指導力の向上に資する研究、研修

(2) 自己有用感を高める取組

①生徒会及び各種委員会、教科係り等係活動を通じた達成感、有用感の醸成

・主体的に責任を持って取り組む姿勢をはぐくむ

②校内行事を通して、仲間と協力できる集団づくりへの推進

・体育大会・文化祭・各学年行事などの活性化

③部活動における加入率の向上と取り組みの充実

・コミュニケーション能力の向上とリーダー育成など

(3) いじめを許さない・見逃さない集団育成

①いじめ防止と早期発見に向けた環境づくり

・道徳教育等においていじめの構造の学習や道徳心の醸成を通して、「させない、加担しない」を徹底

②情報モラル教育の充実

・外部指導者を招いた情報モラル教室の開催を通して、ネット環境下におけるリスク回避の方法理解と SNS に関するトラブルの防止

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①生徒行動の観察力の向上

・登校指導等正門当番、校内巡視などを通して、生徒観察の機会を増やし、子どもの変化を迅速にキャッチできる体制づくり

②記録と情報共有の徹底

・収集した情報を記録し、各月行われる「生活指導部会」、「学年会」、「職員会議」、「小中連携会議」や各学期に行う「いじめ・不登校対策委員会」で共有

③校内指導体制と外部機関との連携

- ・「生活指導部」や「いじめ・不登校対策委員会」主催の研修会で共通理解を図り、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携し、多面的なアプローチを実施

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①初動を適切かつ迅速に対応

- ・いじめあるいはその疑いを把握したときは、担任・学年教師で事実関係の聞き取りを行い、被害生徒のケアを最優先に対応する。
- また、情報の報告、共有を迅速かつ正確に行い、指導方針等組織的に検討、対応する。

②被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導について

- ・いじめの事実を把握し、被害生徒の不安を取り除く努力をする。
- ・双方の聞き取りを精査し、加害生徒の指導を行う。
- ・被害生徒の保護者及び加害生徒保護者へ事案について経過報告する。
- ・各種集会や取り組みを通じて、いじめの再発防止の取り組みを行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ・不登校対策委員会

- ・校長を委員長とし、管理職・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭・(生活指導支援員・不登校対応教員・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー)で構成し、課題に対する効果的な支援を可能にするために、定期開催だけでなく、必要に応じて開催する。

②いじめ・不登校対策委員会事務局

- ・登校状況の気になる生徒に関する情報を共有するために、各月に記録をとり、その集約を行う。作成した資料を基に傾向と対策を討議する。

③校内フリースクール

- ・様々な事情で学級に登校しにくい生徒の支援、生徒、保護者と学校との関係づくりや外部機関との連携などのサポートを行い、最終的に「個別学習」⇒「小集団学習」⇒「原学級」へと改善をめざして取り組む。

【年間計画】

- ・教育相談…年2回程度
- ・いじめアンケート（生徒対象）…各学期1回
- ・情報交換(職員会議後)…各月1回
- ・いじめ・不登校対策委員会…各月1回
- ・小中生活指導連携会議…各月1回
- ・生活指導研修会…4月実施
- ・人権研修会（校内、大阪市・平野区・PTA など）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だより、学年便り等を通して、情報発信、啓発に努める

②保護者、地域、関係機関と連携を密にとり、情報共有、支援体制の構築を図る

- ・地域、関係機関等と連携したケース会議
- ・学校協議会、PTA実行委員会等の活用

(3) 取組内容の検証

①生徒・保護者アンケート、いじめアンケートの検証

②運営の計画における子どもの健全育成に資する項目の検証

7. 重大事案への対処

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

②正確かつ迅速な情報収集、事実確認に基づき指導するとともに、被害生徒、保護者への適切な情報提供を行う。

③被害生徒の心身のケアを最優先に、スクールカウンセラーや子ども相談センター等関係機関と連携し指導を進める

※ いじめ発見の際の流れ

